

知財法務の勘所Q & A（第63回）

知財法務に絡む税務（クロスボーダー取引）



アンダーソン・毛利・友常 法律事務所
弁護士 下尾 裕

Q1 当社は、国内企業（株式会社）ですが、近年、海外企業との知財関連取引が活発になっており、知的財産権の譲渡契約やライセンス契約を締結する機会が増えています。当社グループ外の海外企業との間での①知的財産権の譲渡・譲受けや②ライセンス契約に関し、税務上留意すべき点について教えてください。

A1 国内企業が海外企業と知財関連取引を行うにあたっては、源泉所得税や消費税の取扱いに注意が必要です。このうち、日本又は海外で課される源泉所得税については、租税条約により国内法の考え方が変更される場合がありますが、対象国毎に適用される条項等に差異があること、及び、租税条約による減免を受けるにあたっては、源泉所得税を課税する現地国の課税当局に租税条約に基づく一定の届出を行う必要があることに注意が必要です。

以下においては、前回の国内取引の場合と対比する観点から、最初に税金の種類毎の留意事項について触れたうえで、海外企業との間での①知的財産権の譲渡・譲受けや②ライセンス契約における法人税、消費税及び源泉所得税の取扱いについて概説します。

1 クロスボーダー取引における税金の種類毎の留意事項

(1) 法人税

国内企業は、税法上、「内国法人」(法法2条3号)に分類されます。内国法人については、原則としてすべての所得が課税対象となりますので、クロスボーダー取引であっても課税関係が大きく異なることはありません。

ただし、クロスボーダー取引においては、後述するとおり国外での所得に関し相手方所在地国での源泉徴収がなされる場合があります。その場合当該源泉所得税については、日本での法人税の申告時に外国税額控除（法法69条）により一定の範囲で申告税額から控除されます。

なお、外国法人（日本国内に本店及び主たる事務所を有しない法人 法法2条4号）については、内国法人とは異なり、法人税で定められた国内源泉所得（法法138条1項各号）のみが法人税の課税対象となります。このうち、日本国内に支店や常置代理人等の恒久的施設（Permanent Establishment = PE）を有する外国法人は、その恒久的施設を一つの法人と見た場合に帰属する所得（恒久的施設帰属所得）の限りでは、内国法人と同様の課税を受けます。